

④「相模原市空家等対策計画」の取組み状況について

さがみはら自民党との意見交換会において、ご質問をいただきました「相模原市空家等対策計画」の取組み状況についてご報告します。現在、「第2次相模原市空家等対策計画」に基づき取組みが行われておりますが、昨年度までの「第1次計画」が前提となっているため、「第1次」に言及した後に、現状の「第2次」についてお示いたします。

「相模原市空家対策計画」の概要

〈計画の位置づけ〉

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）。第6条の規定に基づく空家等対策計画として策定（平成28年3月）。なお、相模原市総合計画の部門別計画として位置付けており、相模原市住宅基本計画などの関連計画との整合を図りつつ取組む計画である。

〈計画期間－第1次計画〉

平成28年度から平成31年度（令和元年度）までの4年間の対策計画とする。

〈基本的な方針〉

○空家等は、第一義的には所有者等が管理すべきものである。

○所有者等が空家等の管理責任を全うしない場合においては、市は、当該空家等の状

態や周辺への悪影響の程度などを勘案し、私有財産である空家等に対して、どこまで関与すべきか判断した上で、適切な対応を図る。

○地域の活性化などを図る観点で、空家等の有効活用に向けた取組み、空家等の流通促進に向けた支援などについて検討を行う。

○空家等についての相談体制の整備を図るとともに、空家等対策の取組みについて周知啓発を行い、空家等の増加抑制及び特定空家等の発生予防に取り組む。

〈基本施策〉3つの基本施策

I 空家等の適切な管理の促進

1 空家等の実態把握

令和元年度 取組み状況

(1) 事態調査の実施

→現地調査 203件、情報提供 133件

(2) 市民意識調査の実施

(3) 通報や相談の窓口体制の拡充

→相談窓口の情報提供を空家情報紙へ掲載（発行400部、空家等所有者及び各高齢者相談課へ配布）

(4) 現地調査及び空家等に関する情報収集

(5) 情報のデータベース化

2 相談体制の充実

(1) 相談窓口の整備

(2) 相談窓口の周知

3 増加抑制の周知啓発

(1) 相談会や講演会などでの連携

→かながわFP生活相談センターとの共催でセミナーの実施

(2) 啓発チラシやパンフなどの作成と配布

(3) 地域における啓発活動

(4) 高齢者世帯への啓発など

II 空家等の利活用の促進

1 利活用に関する情報提供

(1) 空家等の有効活用情報

→空家等相談員派遣事業を開始し、空家活用等の助言を行う
空家バンクの運用を開始し、所有者等より申請があった
空家情報をインターネット上で公開し空家活用を促進

2 中古住宅としての流通及び活用促進

- (1) 中古住宅の有効活用促進策の検討
- (2) 民間事業者による中古住宅の流通促進のための支援

3 地域の活性化や公益的な活用

- (1) 空家等の活用による地域活性化
- (2) 空家等の公益的な活用

III 空家等に対する措置など

1 空家法の適切な運用

- (1) 空家等に関する情報提供 →空家等対策協議会の意見を踏まえ、市で3件の特定空家等に対し勧告
- (2) 空家法の規定による措置

2 関係法令の運用

- (1) 関係法令による適切な管理指導など
- (2) 不在者・相続財産管理人選任の申立て

3 専門家団体などとの連携

- (1) 所有者等への支援に向けた専門家団体との連携

〈空家等に関する対応件数（令和2年3月現在）〉

空家等の通報及び相談への対応件数（平成24年6月～令和2年3月末）

| | 対応件数 | 主訴解決 | 対応中 |
|-----|------|------|--------|
| 市全域 | 429件 | 222件 | 207件 ✓ |
| 緑区 | 128件 | 55件 | 73件 |
| 中央区 | 179件 | 100件 | 79件 |
| 南区 | 122件 | 67件 | 55件 |

「第2次 相模原市空家対策計画」

〈計画期間〉 令和2年度から令和9年度まで（8年間）

〈策定のポイント〉

- (1) 関連計画との整合—神奈川県住生活基本計画（平成29年策定）及び第3次相模原市住生活基本計画（令和2年度策定）の内容を踏まえて施策に反映。
- (2) 基本施策の見直し—第1次計画の基本施策Ⅲ「空家等に対する措置など」を「特定空家等に対する措置」へ変更し、周辺環境へ著しい悪影響を及ぼす特定空家等に対する具体的な対応を示すことにより、特定空家等の解消推進する姿勢を明確化。
- (3) 利活用促進施策の充実—子育て世帯等による中古住宅の取得やリフォームに対する支援を進めるほか、中古住宅の借用・賃貸希望をつなぐ取組み等を進めることにより、中古住宅としての流通及び活用の促進を図る。
- (4) 重点的に取組む施策—ア，増加抑制の周知・啓発、イ，自主的な改善の促進、ウ，中古住宅としての流通及び活用促進、エ，特定空家等に対する措置

〈令和2年度の取組み状況〉

- (1) 特定空家等について

3件の特定空家等のうち、1件が所有者による建物解体により解決となった。

残る2件分の所有者等については、個別訪問を実施（7月中）

- (2) 特定空家等の疑いのある空家等について

特定空家等の疑いのある空家等11件の所有者に対し空家法12条に基づく通知を発出（うち1件については、9月中に取り壊し予定であることが判明）。